

「地方財政健全化法」で

見る市の財政

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）」が制定されました。これにより、平成19年度決算から、市の財政状況における健全化判断比率などを公表します。

④ 財政課財政係 ☎ 4413159

地方財政健全化法についてなに？

地方財政健全化法は、自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、財政状況が悪化した自治体に対して早期に財政の健全化を促すために制定された法律です。

健全化判断比率として、4つの指標と公営企業の経営状況を示す指標が定められ、これにより市の財政が評価・公表されることになりました。

健全化の判断となる4つの指標

次の①～④の指標で、自治体の赤字や借金の度合いが分かれます。

① **実質赤字比率**：普通会計（一般会計と土地取得特別会計を合わせた会計）の赤字を表す比率（図中①）。

② **連結実質赤字比率**：普通会計と病院や下水道事業などの公営事業会計の全会計の赤字・資金不足を表す比率（図中②）。

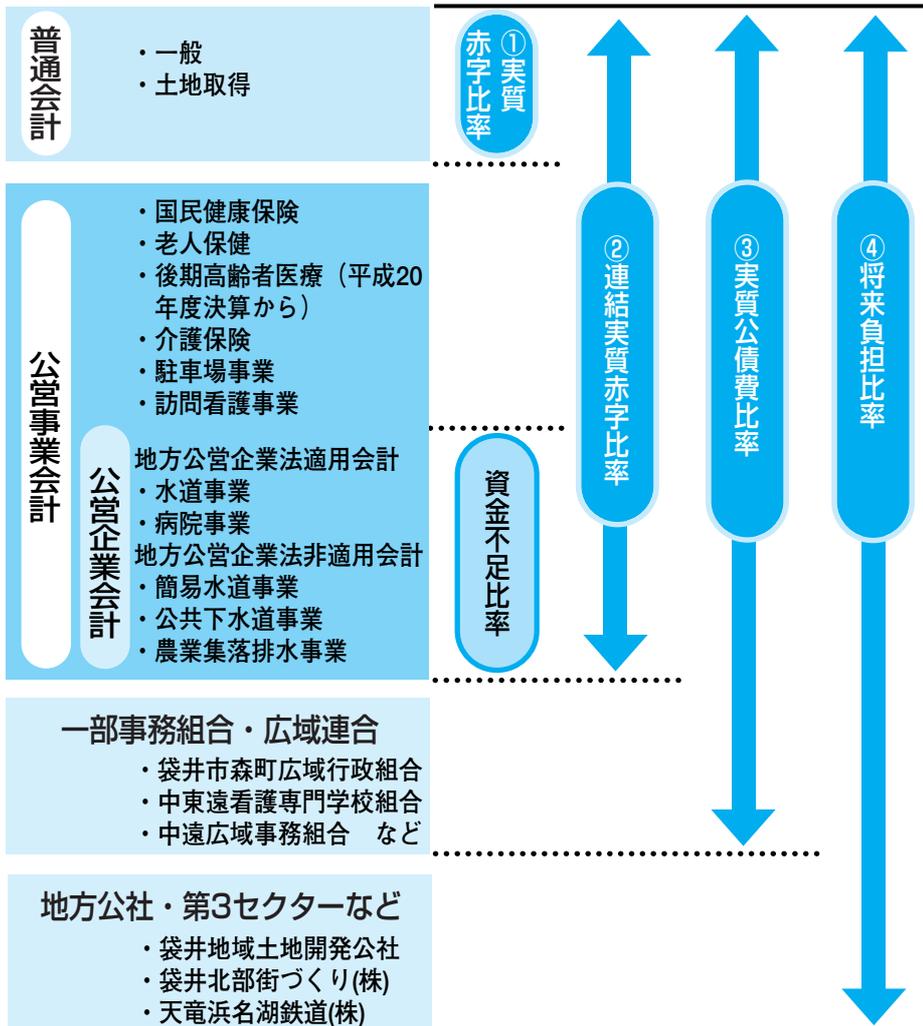
③ **実質公債費比率**：普通会計や公営事業会計、一部事務組合などの会計の借入金返済の額を表す比率（図中③）。

④ **将来負担比率**：普通会計や公営事業会計、一部事務組合、地方公社などの会計が今後負担する負債の額を表す比率（図中④）。

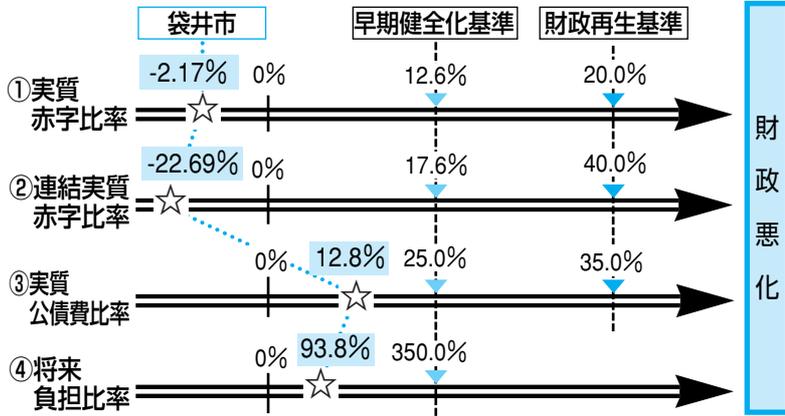
◇ **資金不足比率**：公営企業会計（水道、病院、簡易水道など）の事業規模に対する資金不足額の割合。

毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率などを監査委員による審査の後、市議会に報告したうえで、皆さんに公表します。

4つの財政指標の対象範囲



健全化判断比率



◇袋井市の各指標の比率は、☆で表示しました。
 ◇④将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

袋井市の財政状況は健全です

平成19年度決算額を基に健全化判断比率などを算定したところ、袋井市の財政状況は、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準を下回りました（各指標の比率は、左の表のとおり）。市では、「地方財政健全化

資金不足比率

◇袋井市では、資金不足を生じた公営企業はなかったため、資金不足比率は「-」で表示しました。

	資金不足比率 (%)	経営健全化基準	事業規模(千円)
水道事業会計	-	20%	1,366,298
病院事業会計	-		4,765,531
簡易水道事業会計	-		16,353
公共下水道事業会計	-		222,260
農業集落排水事業特別会計	-		2,722

評価の基準を超えるかどうかなるの？

平成20年度決算からは、健全化判断比率の4つの比率のうち、1つでも早期健全化の指標による比率を基準に、さらなる財政状況の安定を目指し、事業に取り組みでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

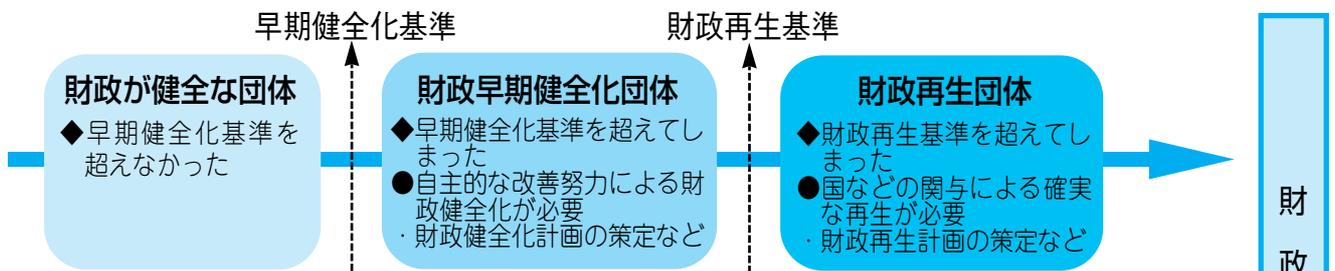
全化基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を定める必要があります。また、財政再生基準を超えた場合には、「財政再生計画」を策定し、早急に財政状況の改善に取り組みしなければなりません。

評価の基準を超えると…

◇健全化判断比率の4つの指標のいずれかが国の定める基準を超える場合または、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、下の図のとおり財政悪化の度合いに応じて、財政の建て直しに取り組むこととなります。

普通会計などの健全化の評価

自治体は、財政状況を監査委員に審査してもらい、次の①～④の比率を公表します。
 ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率



公営企業会計の経営の健全化の評価

各公営企業ごとに、財政状況を監査委員に審査してもらい、資金不足比率を公表します。

